

特定基地局開設料制度について

令和元年10月7日

- 「Society5.0」の基盤となる5Gの迅速かつ円滑な普及・高度化を図り、電波の有効利用を促進するため、電波法を改正し、電波利用料や周波数割当制度の見直しを行う。

①電波利用料関係

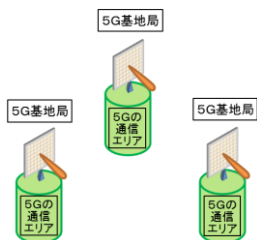
- 5Gの実現・高度化やIoTの普及拡大を見据え、電波利用料の総額として約750億円が必要（前回改定時は約620億円）。
⇒周波数帯域幅や無線局の出力等に基づき算定する電波利用料について、料額区分の見直し等も踏まえて料額を改定。
- 電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、非効率な技術を使用していると認められるものからは、利用料を徴収。
- 電波利用料の使途に、①太陽フレア等の電波伝搬への影響の観測・分析等、②地上基幹放送等の耐災害性強化支援を追加。

②周波数割当制度関係

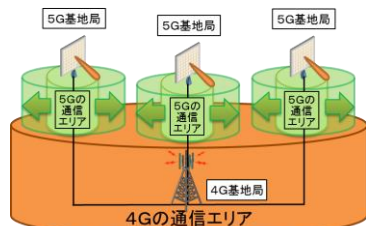
【既存周波数の利用を促進するための規定の整備】

- 5G等の周波数の割当てにあたり、4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も審査できるよう規定を整備。

【4G基地局との連携がない場合】
5Gの通信エリアの整備に時間が必要



【4G基地局との連携がある場合】
5Gの通信エリアの効率的で効果的な拡大、
4Gと5Gのシームレスなサービスが可能



【周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備】

- 5G等の周波数の割当てにあたり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査できるよう規定を整備。
- 認定を受けた事業者は申し出た額（特定基地局開設料）を国庫に納付し、その収入はSociety5.0の実現に資する施策に充当。

比較審査項目の見直しイメージ

現行		見直し後	
周波数ひっ迫度	○点	周波数ひっ迫度	○点
カバー率	○点	カバー率	○点
MVNO促進	○点	MVNO促進	○点
安全・信頼性確保	○点	安全・信頼性確保	○点
不感地域対策	○点	不感地域対策	○点
既存基地局の周波数の活用計画	○点	既存基地局の周波数の活用計画	○点
合計	○点	周波数の経済的価値を踏まえた評価額	○点
		合計	○点

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

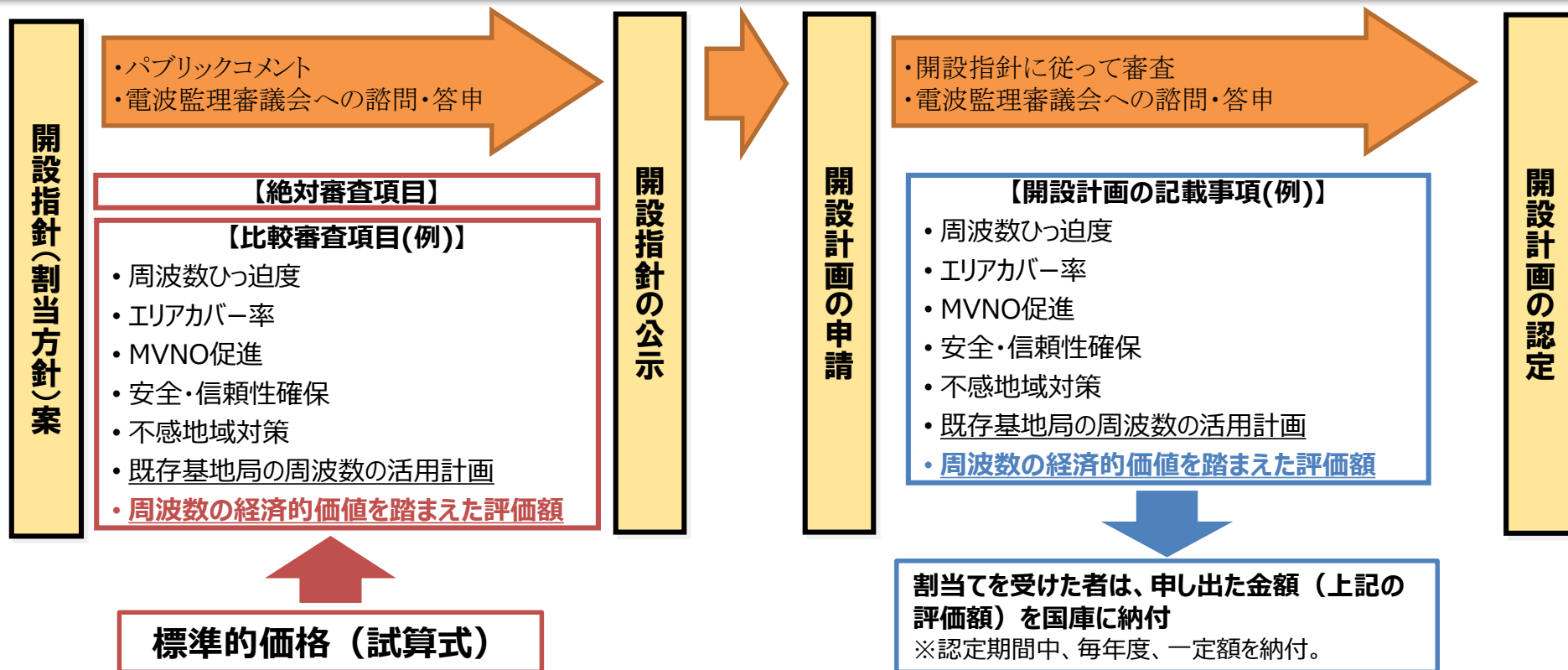
申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

③その他

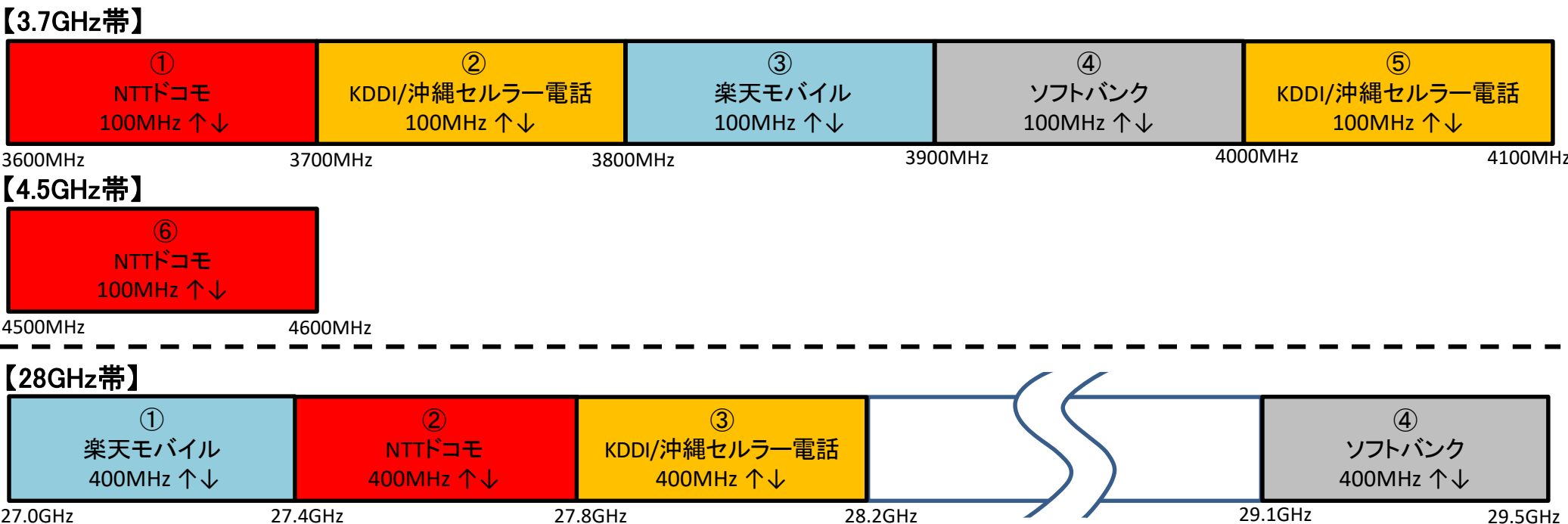
- 我が国の技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格）を満たす等の条件の下、届出により、最長180日、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、Wi-Fi等を用いた新サービスの実験等を可能とする。



- 携帯電話の基地局など同一の者が相当数開設する必要がある無線局(特定基地局)については、開設計画(基地局の整備計画)の認定を受けた事業者が排他的に一定期間(原則5年間)特定基地局の免許申請が可能となる(開設計画の認定制度)。
- 開設計画の認定制度では、①総務大臣が開設計画(割当方針)を作成・公示、②事業者が開設計画を申請、③開設計画に従って総務大臣が開設計画を審査・認定 という手続きをとる。
- 今回の電波法改正では、
 ア 開設計画に、申請者が周波数の経済的価値を踏まえて申請する金額(「特定基地局開設料」)を記載する
 イ 上記の申請金額も考慮して、総務大臣が開設計画を審査・認定する
 という内容を盛り込んでいる。



- 平成31年4月、第5世代移動通信システム(5G)の導入のための特定基地局の開設計画の申請について、以下のとおり周波数を指定して認定を行った。



- 「周波数再編アクションプラン(令和元年度改定版)」(令和元年9月9日公表)において、「5Gの追加周波数割当てに関しては、4.9GHz帯、26GHz帯及び40GHz帯を候補とし、2020年度中の割当てに向けて、情報通信審議会において既存無線システムとの共用条件を含め、技術的検討を進める」とされている。

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。（全周波数共通で審査）
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査（競願時審査）**を実施。
（3.7GHz帯及び4.5GHz帯は一体として割当て審査を実施。）

⇒ 審査の結果、**評価点数の高い者から順に希望する周波数枠の割当てを実施。**
（3.7GHz帯及び4.5GHz帯：100MHzずつ、28GHz帯：400MHzずつ）

① 絶対審査（項目例）

- **エリア展開**
 - 5G基盤展開率を50%以上とする計画か
 - 2年後に全都道府県で運用開始するか
- **サービス**
 - 必要な資金調達計画があるか
 - MVNOへのネットワーク提供計画があるか
- **設備**
 - 安全・信頼性確保の計画があるか
- **その他**
 - 既存事業者へ事業譲渡しないか 等

② 比較審査（項目例）

- **エリア展開**
 - 5G基盤展開率がより大きいのか
 - 特定基地局開設数がより多いのか
- **サービス**
 - MVNOへのネットワーク提供計画が充実しているのか
 - 5G利活用拡大計画が充実しているのか
- **設備**
 - 安全・信頼性確保の計画が充実しているのか
- **その他**
 - 不感地域解消人数がより多いのか 等

周波数枠の割当て

絶対審査基準

絶対審査基準		
エリア展開	基準 ①	認定から5年後までに、全国及び各地域ブロックの5G基盤展開率※1が50%以上になるように5G高度特定基地局※2を開設しなければならない。
	②	認定から2年後までに、全ての都道府県において、5G高度特定基地局※2の運用を開始しなければならない。
設備	③	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること。
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること。
財務	⑤	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
コンプライアンス	⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること。
サービス	⑦	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること。(本計画の実績を、将来の割当てにおいて審査の対象とする。)
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること。
混信対策	⑨	既存免許人が開設する無線局等※3との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること。
その他	⑩	同一グループの企業から複数の申請がないこと。
	⑪	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと。

※1 5G基盤展開率：全国における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数(約4,500)で除した値をいう。

(注)メッシュ：「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」(昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号)に定めた第2次地域区画をいう。

※2 5G高度特定基地局：理論上最速10Gbps程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。

※3 3.7GHz帯地球局、航空機電波高度計、4.5GHz帯公共業務用無線局、28GHz帯人工衛星局、電波の監視等

(注) 今回開設計画に記載された事項については、将来の割当てにおいて審査の対象となりうる。

(参考) 本年4月の5G周波数割当てにおける比較審査基準の評価方法及び配点

審査方法

- 審査(基準Hを除く。)は対抗的審査(2者間の総当たり)により実施し、上位の者から3点、2点、1点、0点を付与(4者間での比較審査の場合)。
- ただし、基準A、B及びFについては、上位の者から4点、8/3点、4/3点、0点を付与(4者間での比較審査の場合)。
- 基準Hについては、①新規事業者等に3点、②指定済周波数に対する契約数の割合が大きい者から順に3点、2点、1点を付与(4者間での比較審査の場合)。

基準	審査事項	評価方法 (括弧内は評価の観点)	配点 [※]	
エリア展開	A	認定から5年後における全国の5G基盤展開率がより大きいこと。	他の申請者より大きいこと。	4
	B	認定から5年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと。	他の申請者より多いこと。	4
	C	認定から5年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数及び開設場所に関する具体的な計画がより充実していること。	他の申請者より計画が優位であること。 (①特定基地局(屋内等)開設数、②計画の具体性)	3
	D	5G高度特定基地局が整備されたメッシュの内外において、需要が顕在化した場合の基地局の開設等の対策方法がより充実していること。	他の申請者より計画が優位であること。 (整備メッシュ内外の対策方法の充実性)	3
設備	E	電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。	他の申請者より計画が優位であること。 (①人為ミス防止、②設備容量の確保、③ソフトウェアバグ防止、④その他情報セキュリティ対策等)	3
サービス	F	多数のMVNOに対する卸電気通信役務の提供等による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。	他の申請者より計画が優位であること。 (①提供方法の多様性、②対象の多数性)	4
	G	5Gの特徴を活かした高度かつ多様な利活用に関する具体的な計画及び5Gの利活用ニーズの拡大に関する取組の具体的な計画がより充実していること。	他の申請者より計画が優位であること。 (①利活用の具体性、②ニーズ拡大に関する取組の具体性)	3
その他	H	指定済周波数を有していないこと若しくは指定済周波数を使用して電気通信役務の提供を行っていないこと又は指定済周波数に対する契約数の割合がより大きいこと。	以下のいずれかに該当すること。 (①新規事業者等、②指定済周波数に対する契約数の割合がより大きいこと)	3
	I	認定から5年後における不感地域人口の解消人数がより大きいこと。 【既存事業者間での比較審査のみ】	他の申請者より大きいこと。	3
	J	認定から5年後における面積カバー率がより大きいこと。 【A~Iを審査し、同点だった場合のみ】	他の申請者より大きいこと。	3

※ 希望する周波数枠について、4者による比較審査となった場合の最高点。